

監査委員公表第576号

平成26年2月27日付け監査第827号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月14日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 柳 井 貞 美
 大分県監査委員 吉 富 幸 吉
 大分県監査委員 河 野 成 司

1 平成25年度行政監査の結果（平成26年2月27日付け監査第827号）に基づく措置等

(1) 概要 「措置済」11件

(2) 措置等の状況

法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況に係る措置等の状況（平成27年2月27日現在）			
項 目	監 査 の 結 果 及 び 意 見（要旨）	監 査 対 象 機 関 「監査対象検査等」	措 置 等 の 概 要
1 実施要綱等又はマニュアル等			
(1) 実施要綱等に係る問題点	<p>（現状） 児童福祉施設については、児童福祉法施行令で1年に1回以上の実地検査を行うよう定めているが、本県では、民立児童館の指導監査の実施頻度を2年に1回とするなど、政令で定める基準を下回る実施要領が定められていた。</p> <p>（改善検討事項） 実施要領を法令等に従ったものに改めること。</p>	こども子育て支援課 「児童福祉施設（児童館）指導監査」	<p>児童館への実地検査の実施回数については、県の実施要領を改正し、平成26年度から年1回の頻度で実施することとした。</p> <p>【措置済】</p>
2 実施計画及びその実施			
(1) 実施計画等に係る問題点等 ① 計画の作成に係るもの	<p>（現状） 「麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査」の通常検査については、実施計画・目標を立て、原則として麻薬取扱者は2年に1回、向精神薬営業者は5年に1回以上実施するよう実施要領で定めているが、同要領で定めた頻度では行われていなかった。</p>	薬務室 「麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査」	<p>平成26年度から計画的に立入検査を実施するところであり、これまでよりも検査の機会を確保するため、①麻薬事故に伴う届出や相談があった場合、②麻薬管理者が変更された場合、③麻薬小売業者の許可がなされた場合の現地調査に向く機会を利用して検査を実施することとした。</p>

	<p>また、「特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場立入検査」の通常立入検査については、各保健所において年度当初に計画を定めて実施するものとされているが、年度当初の計画が定められていなかった。</p> <p>(改善検討事項) 計画の必要性あるいは計画的な実施の妨げになっている要因などを検証し、必要によっては実施頻度等も含めて実施要綱等を見直すなどし、効果的な検査等の実施を検討すること。</p>	<p>環境保全課 「特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場立入検査」</p>	<p>これにより、規定された頻度で検査を実施できる見込みである。 【措置済】</p> <p>近年の排水処理技術の向上により、一部の事業場については、公共用水域を汚濁する可能性が非常に低くなっている。 このため、平成26年度に実施要領を改正し、一律の頻度で全ての事業場を検査対象とするのではなく、これまでに事故・苦情等が発生した事業所及び有害物質を取り扱う事業所等は年1回、その他の事業所は届出時と頻度を区別した。また、各保健所においては、検査対象となる監視事業場のリストを作成して計画を定め、たうえで立入検査を実施している。 【措置済】</p>
<p>② 実施状況に係るもの</p>	<p>(現状) 「食品衛生施設の監視指導」及び「食鳥処理場等の立入検査」は、食品衛生監視指導計画に従って実施されている。監視指導計画では、年4回以上から2～6年に1回まで、業種ごとの監視回数を5段階に分類している。「食品衛生施設の監視指導」については、件数全体では計画数を上回っているが、前記の分類別では監視回数を下回っているものがあった。「食鳥処理場等の立入検査」については、年に2回以上とする計画が実施できていない施設が見受けられた。 また、「建築士法に基づく立入検査」については、業務が多忙となる年度末(2月)を強化期間と定めているが、期間が短期であるため日程調整がつかず、全体的に実施件数が少なくなってしまうという状況が見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 検査等の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能となるよう、実態を踏まえて適切な計画作成や進行管理に努めること。</p>	<p>食品安全・衛生課 「食品衛生施設の監視指導」</p> <p>食品安全・衛生課 「食鳥処理場等の立入検査」</p>	<p>平成26年度の監視指導計画では、重点的な監視指導事項に「監視指導の高度化による食中毒発生防止対策」を加え、これまで年1回以上の監視としていた飲食店のうち、大量調理を行う仕出し・弁当製造施設については、年3回以上の監視として実施回数を増やした。 一方、つけもの製造業については、衛生管理の徹底が図られたことから、これまでの年2回以上の監視から年1回以上の監視とするなど、状況に応じた見直しを行った。 今後も、毎年度の計画策定時に重点的な監視指導事項を見直すとともに、4半期毎の進行管理をさらに徹底することとした。 【措置済】</p> <p>食鳥処理場と認定小規模食鳥処理場については、これまで一律に年2回以上の検査を実施するようしていた。しかし、認定小規模食鳥処理場については、処理羽数が少ないことに加え、食鳥衛生管理者が日々の衛生管理を行ない、毎月保健所に状況報告することで衛生管理体制を整えてきたことから、平成26年度の監視指導計画では、年1回以上の検査に変更した。</p>

			<p>また、4半期毎の進行管理については、さらに徹底することとした。</p> <p>【措置済】</p>
		<p>建築住宅課 「建築士法に基づく立入検査」</p>	<p>平成26年度から、強化期間を10、11月と1、2月の年2回とすることで、検査対象件数を増やすとともに、定期的な進捗管理を実施し、確実に検査を行える体制を整えた。</p> <p>【措置済】</p>
3 検査等の実施結果の取扱い			
<p>(1) 実施結果の通知方法に係る問題点</p>	<p>(現状) 立入検査実施後の措置及び指導に関し、実施要領で「違反等がある場合、その他必要と認める場合は文書によりその内容を伝え」、「軽微な指導事項等を発見した場合は、その場で口頭により伝える」と定めているが、罰則の適用が及ぶおそれのある、およそ軽微とは思えないものについて、文書による通知ではなく、口頭で通知していた。</p> <p>(改善検討事項) 口頭で指導できる場合を例示するなどして、文書によるものと口頭でできるものとの区分を明確にし、的確な検査結果の通知に努めること。</p>	<p>薬務室 「麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査」</p>	<p>文書指導の対象は、法律等で定められた事項に反した場合とし、口頭指導の対象は、法律等での定めはないが遵守することが望ましい事項であると整理したうえで、具体的な内容は、検査の際にチェックリストとして用いる「立入検査点検項目表」で明示した。</p> <p>【措置済】</p>
<p>(2) 実施結果の記録方法に係る問題点</p> <p>① 記録方法に関する規定が不備なもの</p>	<p>(現状) チェックリストの様式や検査結果の記録方法等の定めがないものがあるため、検査の実施日、業種及び施設名等は日報に記録されているものの、どの項目について検査したのか記録されていない例が見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 検査記録の様式等を定めて記録・保存するなどの手順を整え、検査結果を明示できるように努めること。</p>	<p>食品安全・衛生課 「食品衛生施設の監視指導」</p>	<p>食品衛生施設の立入検査でチェックを行う内容は「食品衛生監視票」に記載された項目とし、検査結果は、「食品衛生監視日報」の備考欄に記載することとした。</p> <p>【措置済】</p>
<p>② 実施要綱等に従っていないもの</p>	<p>(現状) 立入検査の記録は、実施要領で様式を定めた立入検査記録を用いて行うようになっているが、保健所では使用しておらず、実施要領に基づいた手順で実施されてい</p>	<p>薬務室 「麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査」</p>	<p>全ての施設でもれなく検査を行うためには、これまでと同様、実施要領で定められた様式を使用することが妥当と判断した。</p> <p>このため、立入検査時は当該様式を用いるよう、</p>

<p>かった。</p> <p>(改善検討事項) 現行様式を用いる上での課題を検証し、適切かつ効率的な検査等に資するよう、必要に応じて実施要綱等を見直すこと。</p>	<p>薬務室 「薬局・店舗販売業・管理医療機器販売業への立入検査」</p>	<p>平成26年度に開催した薬事監視員会議で周知した。 【措置済】</p>
<p>(現状) 食品衛生監視指導計画で、「その違反が軽微な場合は、その場において食品衛生指導注意票等を交付し書面で改善指導を行う」と定めている。「その場において交付する」と定めた意義は、迅速に相手方に対し趣旨及び内容を明確にすることを求めたものと思われるが、口頭指導を行うものの、その場で交付せず、所属で協議した後に指導注意票を交付している例が見受けられた。</p> <p>(改善検討事項) 食品衛生指導注意票を「その場で」交付して改善指導を行うことの意義を検証し、実情に応じた指導方法を検討すること。</p>	<p>食品安全・衛生課 「食品衛生施設の監視指導」</p>	<p>平成26年度の監視指導計画では、迅速さとともに適正な指導を重んじる主旨から、注意票等を一律に「その場において」交付するとした規定を改め、口頭指導により直ちに改善が図られるものはその場で改善させ、それ以外の法違反については注意票等を交付し書面での改善指導を行うこととした。 【措置済】</p>